

半田市立認定こども園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年九月九日

半田市長 久世 孝 宏

半田市条例第二十七号

半田市立認定こども園条例等の一部を改正する条例

第一条 半田市立認定こども園条例（平成二十六年半田市条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

三 幼保連携型認定こども園 法第十三条第一項に規定する基準を満たす施設
第四条の表中に次のように加える。

幼保連携型認定 こども園	半田市立成岩こ ども園	半田市成岩本町三丁目七 五番地の四
-----------------	----------------	----------------------

第二条 半田市立保育所条例（昭和五十四年半田市条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表半田市立協和保育園の項を削る。

第三条 半田市立学校設置条例（昭和三十九年半田市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表半田市立成岩幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。